

ASEANの食品輸入状況について① ～シンガポール～

2013年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本の食品は、世界各地で親しまれるようになりました。しかし、輸出先国毎に様々な規制が設けられていることから、食品輸出の際には、相手国のマーケットや輸入規制状況に関する事前調査が重要です。

「Global Report」では、今回から3回にわたって、今後も発展が見込まれるASEAN諸国にフォーカスし、日本の食品輸入の状況についてお伝えします。初回は、ASEANの中でも特に日本の食品が浸透しているシンガポールを取りあげます。

◆ シンガポールのマーケット

1965年8月にマレーシア連邦から独立したシンガポールは、日本と比べて歴史の浅い国ではありますが、2020年の一人当たり国民総所得は51,011USD（約549万円※）とアジアで最も高く（日本：約439万円※）、経済的に成功している国の一つです。国民の「食」に対する消費意欲も旺盛であり、比較的高価とされる日本産の食品も、広く人々に親しまれています。

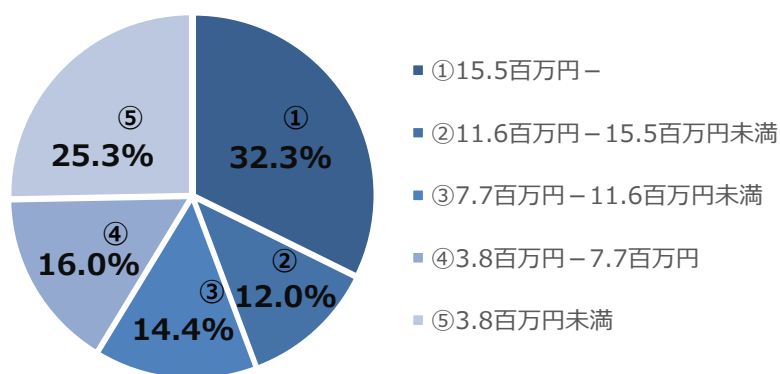
また、人口は2022年時点で約564万人と日本の東北地方（約842万人）と比較しても小規模であるものの、ASEAN最大級の日本食品見本市が定期的に行われている他、シンガポールで流行した商品が、その他のASEAN諸国へ伝播していく動きも見られる等、人口以上の影響力を持ち、「ASEANのショーケース」としての役割を担っています。

◆ シンガポールの食料事情

都市国家であるシンガポールは、自国で消費される食料の約9割を海外からの輸入（2021年輸入額：4,069億USD）に頼っています。自国生産が進んでいる鶏卵の自給率でさえ28.9%であり、低い食料自給率が課題となっています。

AI等を活用した生産量の底上げを図ってはいるものの、肉類は基本的にその全量を海外から輸入しており、国内で生産しているのは、鶏卵のほか一部の野菜等に限られています。

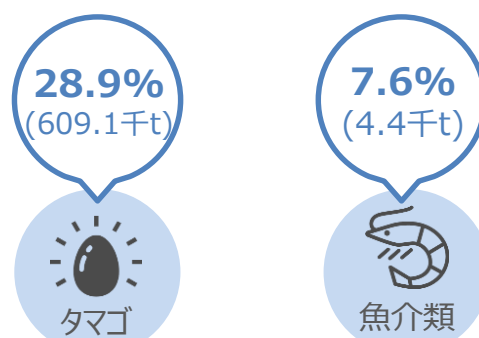
シンガポールの家計収入年額（2020年）



出展：シンガポール統計局等より当行作成

（※）1SGD=107.68円（2023年8月末）で計算

シンガポールの食料自給率（2022年）



出展：「Singapore food statistics 2022」より当行作成

続いて、シンガポールの輸入状況について、いくつかの具体的な飲食料品を例に見ていきましょう。シンガポールは先に挙げた低位な食料自給率に加え、品目毎の輸入先が特定国に集中しているという課題を抱えています。特にコメや牛肉、野菜といった国民生活に深く根付いている食品群の自給率は5%未満であり、さらに輸入先上位3ヶ国が、各々の品目の7割以上を占める輸入量となっていることから、調達先の多角化を急ピッチで進めています。

シンガポールにおける品目別の輸入額と輸入相手国（2021年）



輸入額 | 255.6百万USD

輸入先 | **1位 タイ (37%)**
2位 インド (28%)
3位 ベトナム (26%)



輸入額 | 294.6百万USD

輸入先 | **1位 ブラジル (38%)**
2位 豪州 (28%)
3位 米国 (13%)



輸入額 | 667.3百万USD

輸入先 | **1位 中国 (32%)**
2位 マレーシア (31%)
3位 豪州 (7%)



輸入額 | 742.7百万USD

輸入先 | **1位 日本 (71%)**
2位 中国 (18%)
3位 韓国 (4%)

出展：国際貿易センター「Trade map」等より当行作成

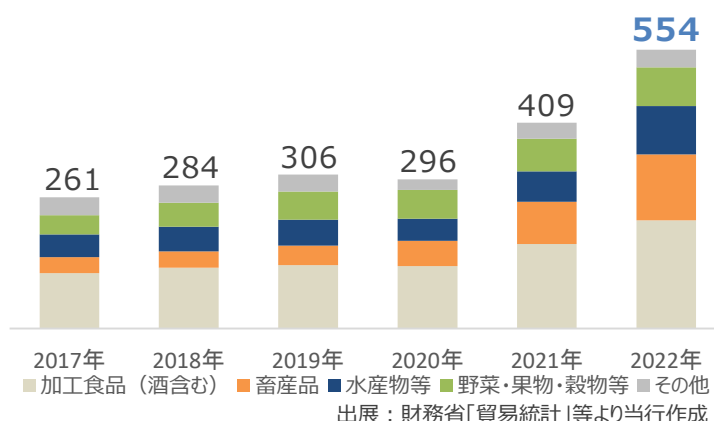
◆ シンガポールへの食品輸出状況

直近5年間に於ける日本からシンガポールへの飲食料品の輸出金額推移をみると、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延した2020年を除いて右肩上がりに増加しており、2022年には過去最高の554億円となっています。

特に輸出額の増加に貢献しているのが、「酒類」の好調な輸出です。2017年に28億円であったシンガポール向けの酒類の輸出額でしたが、2022年には、約3倍の82億円へと増加し、日本のシンガポール向け食品輸出額の約15%に相当する迄に成長しています。

また、日本の食品輸出相手国を見ても、シンガポールは全体の第7位（ASEAN首位はベトナムの「第5位」）に位置しており、日本にとって重要なマーケットであることが分かります。

シンガポールへの食品輸出額の推移（単位：億円）



農林水産物・食品輸出相手国（2022年）

国名	輸出額 (前年比)
1位 中国	2,782億円 (+25.1%)
2位 香港	2,086億円 (▲4.8%)
3位 米国	1,939億円 (+15.2%)
5位 ベトナム	724億円 (+23.8%)
7位 シンガポール	554億円 (+35.3%)

出展：財務省「貿易統計」等より当行作成

◆ シンガポールの輸入規制

シンガポールにおける輸入食品の品質・安全管理はシンガポール食品庁（SFA）が管轄しています。以下に、SFAが公表するシンガポールの主な輸入規制について記載します。

品 目	シンガポールの主な輸入規制等
肉、肉加工品	「肉」や肉成分（エキス等）を成分の5%以上含む「肉加工品」は認定された食品事業所から、認定済製品のみ輸入可能です。 - 輸出に際しては、厚生労働省への事業所認定申請が必要です。
水産物	「冷蔵の殻なし生カキ」、「冷蔵ザル貝（トリ貝）」、「調理済み冷蔵エビ・小エビ」、「冷蔵カニ肉」は輸入禁止です。 「活カキ」は、北海道、宮城県、三重県、広島県、福岡県、大分県産の製品のみ輸入可能です。
青果物	- シンガポールで禁止された殺虫剤、もしくは、規定量を超過する化学物質が残留していない製品のみ輸入可能です（対象となる化学物質については、輸出時に確認が必要）。 - また容器（段ボール箱やかごなど）に生産者の氏名、住所、製品の名前、輸出/梱包日が記載が必要となります。
その他	- 多民族国家のシンガポールでは、人口の1割以上がイスラム教徒であり、宗教上の理由から口にできない食べ物（豚肉など）があります。同マーケットへの本格参入を希望する場合には、ハラール認証（イスラム教徒が食べることができるという証）の取得が有効です。 - 日本のALPS処理水放出に対するシンガポールの反応は落ち着いたものであり、政府高官も日本の主張を支持すると発言しています。

出展：SFA、JETROホームページ等より当行作成

◆ 終わりに

今後の「Global Report」では、タイとベトナムをピックアップし、日本からの食品輸出に関する情報についてお伝えします。七十七銀行では、海外販路拡大に向けた幅広いご相談をお待ちしています。海外派遣行員とのオンライン面談等による情報提供も受け付けていますので、ご希望の際は、お取引のある当行本支店まで、お気軽にお声がけください。

（シンガポール駐在員事務所 野田 悠平）

【お問合せ先】
七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】
その他の記事はこちらからご覧ください。
https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。